

(案)

令和2年度
芽室町議会モニター 制度資料



令和2年7月

芽室町議会

町議会モニターとは？

1 議会モニターって何？（目的）

芽室町議会基本条例第24条第5項の規定に基づき設置するもので、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的としています。

2 誰でもなれるの？（要件）

議会モニター数は20人以内で、次の3点を要件としています。

- (1) 年齢満18歳以上の町民とします。芽室町職員、議員または各種行政委員はなれません。
- (2) 町議会のしくみや運営に関心がある方。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心がある方。

3 何をやるの？（具体的な内容）

(1) 年1回以上、議会や常任委員会の傍聴またはインターネット中継・録画を視聴の上、感想・意見・提案を寄せていただきます（様式は用意しますが、問いません）。

(2) 「芽室町議会だより」「芽室町議会ホームページ」「議会SNS（フェイスブック等）」などに関する感想・意見・提案を寄せていただきます

(3) 年2回開催予定のモニター会議に出席いただきます。

なお、今年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間「集まる会議」の開催を見合わせるものとします。

①前期モニター会議：10月～11月ごろに1回

②後期モニター会議：6月に1回

→モニター会議の進め方は、4ページに掲載

(4) 議会改革・活性化及び町政（政策）に意見・提言を寄せていただきます。

(5) 議会報告と町民との意見交換会、議員研修会などに参加の上、その運営方法などに意見・提言をいただきます。

4 任期は？ 報酬は？

1年ですが再任をしていただく場合もあります。年度末に記念品を贈呈いたします。

5 傍聴や会議の際に事故があった場合は？

町民災害補償の対象となります。遭遇された場合は事務局に御相談ください。

令和2年度 議会モニターの年間業務

- (1) 会議を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

★議会（委員会）を年1回以上、傍聴またはインターネット中継・録画を視聴の上、感想・意見・提言を寄せていただきます。

- (2) 「芽室町議会だより」「芽室町議会ホームページ」「議会SNS（フェイスブック等）」などに関する感想・意見・提言を文書により提出すること。

★年2回開催するモニター会議への出席（前期：10月～11月頃に1回／後期：6月に1回を予定）に出席いただき、テーマに沿って、意見を交わす他、議会運営、議会だより・ホームページ・SNS（フェイスブック等）などへのご意見・提言などを寄せていただきます。

- (3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

★議会改革・活性化策などに意見・提案を寄せていただきます。
★議会報告会及び意見交換会に出席の上、意見や提案をいただきます。
★議会に対し、政策提言などを寄せていただきます。

- (4) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

★今年度は(2)のとおり、概ね10月～11月・6月の年2回の予定で、会議に出席のうえ、意見交換いただきます。

- (5) その他議長が必要と認めたこと。

★議長から上記以外の件で、御意見をお聞かせ願うこともあります。

年間スケジュール概要（案）

日 程	内 容	備 考
7月中	令和2年度議会モニター 委嘱通知（正副議長 他）	モニターの役割の説明資料 委嘱状・コメント要用紙 提出物（連絡先等）
8月 ～ 6月30日	議会だより・ホームページ等のモニター	7～6月
	議会ホームページのモニター	7～6月
	委員会の傍聴	通知・案内
	定例会議の傍聴 ★指定定例会議（例：9月）を傍聴 （ネット含む）し、意見を寄せてい ただく 等	通知・案内
	議会活性化計画または議会白書を 送付し意見聴取（コメント寄稿）	
	議会研修会の傍聴（自由参加）	通知・案内
	議会フォーラム・意見交換会・報告 会などの参加	
	モニターアンケートへの回答	
	議会だよりへの掲載	
	令和3年度モニター募集	
	第1回モニター会議 （10～11月）	★指定定例会議を傍聴しての コメント等を題材として → 議会・議員との意見交換
	第2回モニター会議 （6月）	議会・議員との意見交換

令和2年度
芽室町議会 議会モニター名簿

氏 名	住 所 (地 区)	備考
秋葉 秀明		新
雨山 理恵	(愛生町)	再
池戸 朋弘	(高岩)	再
石田 幸治	(泉町)	再
太田 貢	(上美生)	再
佐藤 涉		新
篠原 淳一	(西町)	再
島部 弘子	(毛根)	再
珠玖 謙一	(中央町)	再
鈴木 賢	(美生)	再
鈴木 美幸	(錦町)	再
土井 慎吾	(関山)	再
中田 照子	(曙町)	再
畠山 大輔	(中伏古)	再
福田 清貴	(上伏古)	再
藤井 信二	(共栄)	再
渡邊しのぶ	(弥生中央町)	再
渡辺 洋志	(弥生西町)	再

任期：令和2年7月1日～令和3年6月30日
(五十音順)

芽室町議会モニター用紙

NO. _____

任意の様式でもかまいません。

提出年月日	令和 年 月 日
氏 名	
(次の項目番号に○をつけて、ご提案・ご意見ください)	
1 議会だより (月号)・議会ホームページ・SNS (フェイスブックなど) に関して	
2 本会議に関して (月 ①定例会・②臨時会)	
3 委員会に関して (月第 回・ 委員会)	
4 議会報告・意見交換会に関して (月 日 会場)	
5 議会改革・活性化に関して (について)	
6 町政(政策)に関して	
7 その他	
(ご提案・ご意見をお書きください)	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。
2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当っては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

議会第 号
令和2年7月 日

芽室町議会モニター 様

芽室町議会議長 早 苗 豊

令和2年度芽室町議会モニターについて（通知）

盛夏の候、貴殿におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃、本町議会に対し、御指導、御鞭撻を賜り厚く感謝を申し上げます。

さて、この度は、芽室町議会モニターに御応募いただき、心から感謝申し上げます。当町議会において厳正に選考した結果、貴殿を「議会モニター」として選考させていただくことに正式決定いたしました。

つきましては、同封の「連絡方法確認票」「議会だより掲載用コメント票」を、同封の返信用封筒等をご利用いただき、7月●日（●曜）まで、事務局へ提出をいただきたくお知らせいたします。

なお例年であれば、モニター会議を開催し「委嘱状交付式」「モニター制度の説明」「議員との意見交換」を開催するところではありますが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、当面の間、集まる会議の開催を見合わせることにいたしました。委嘱状及び関係資料につきましては、別途、届けさせていただきますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

連絡先：芽室町議会事務局

（FAX：62-9813、TEL：62-9731）

（電子メール：g-shomu@memuro.net）

連絡方法確認票

氏名： _____

下記連絡方法のうち、あてはまるものに○をつけ、必要事項を記入してください。

■ファックス ○受信できる

(ファックス番号 _____)

○受信できない

■E メール ○受信できる (※ワード、エクセルが受信可能なアドレス)

(メールアドレス _____)

○受信できない

■提出先期限 ●月 ●日 (●曜)

■提出先 芽室町議会事務局 一同封の返信用封筒をご利用ください。

(FAX、メール可)

住所 〒082-8651 芽室町東2条2丁目 議会事務局

電話 0155-62-9731

FAX 0155-62-9813

メール g-shomu@memuro.net

議会だより掲載用コメント票

議会だよりに写真（委嘱状交付式の日撮影します）とともに掲載します。
モニターの抱負や町議会に対することなど、自由に記載してください。

氏 名 _____ (行政区： _____)

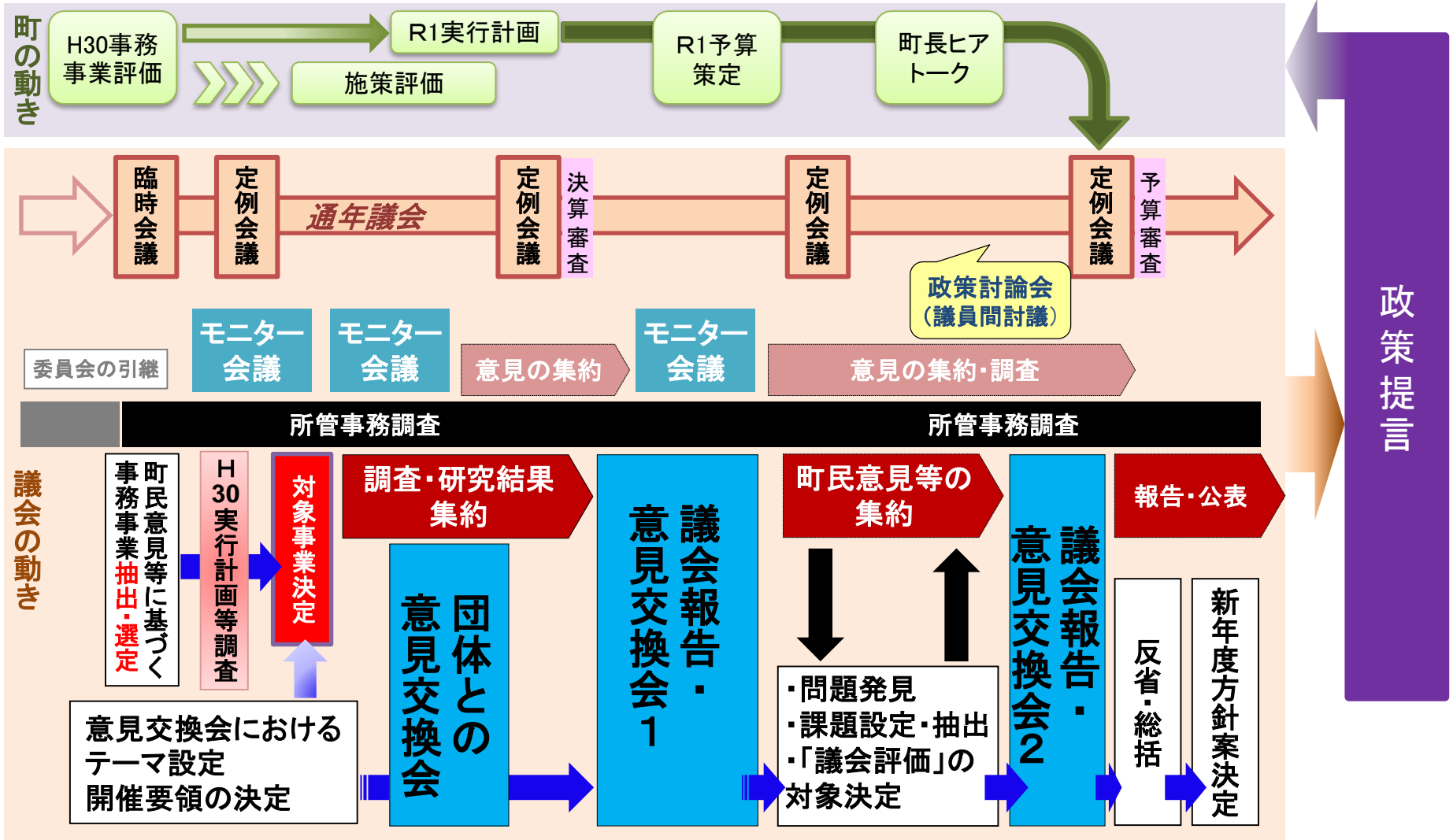
(おおむね 50 字程度)

■提出先期限 ●月 ●日 (●曜) まで
※委嘱状交付式の際にご持参ください。

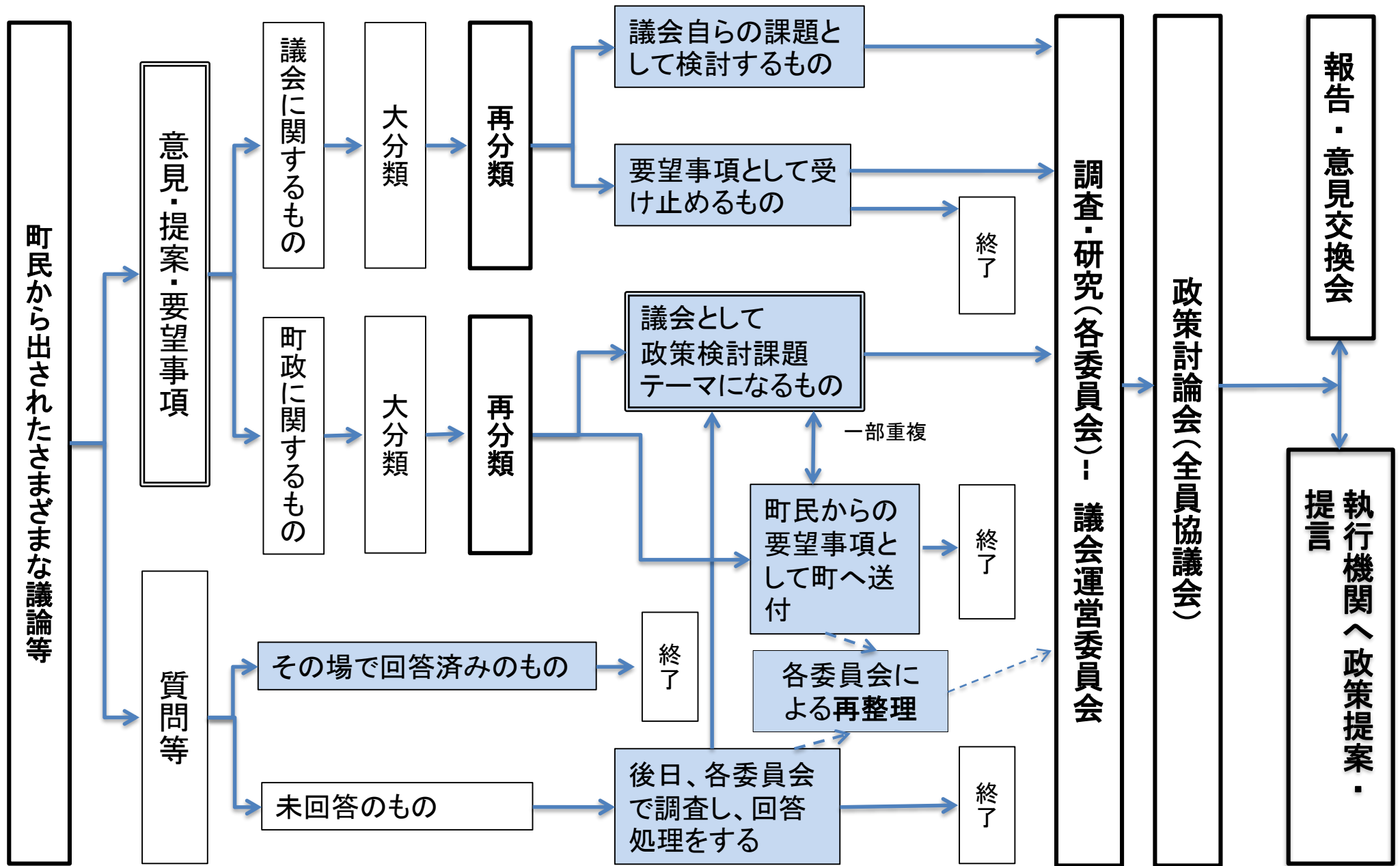
■提出先 芽室町議会事務局 (FAX、メール可)
住所 〒082-8651 芽室町東2条2丁目 議会事務局
電話 0155-62-9731
FAX 0155-62-9813
メール g-shomu@memuro.net

町民との意見交換会を中心とした「芽室町議会・政策形成サイクル」

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月



「議会報告と町民との意見交換会」の意見・提案・要望等の取り扱いフロー



～意見報告会の企画立案～町民意見の集約、分類、問題発見、課題の設定までが各班の担う範囲

※ 従来の処理は網掛け部分を除いて対応。その結果、町民に議会としての回答が出来ていない事項が発生していた ※

芽室町議会の改革・活性化策

R2の議会改革・活性化強化策

- ① 議会政策形成サイクルの進化
- ② 町民との意見交換会の深化と充実
- ③ 議員間討議(自由討議)の強化
- ④ 外部評価手法を確立する

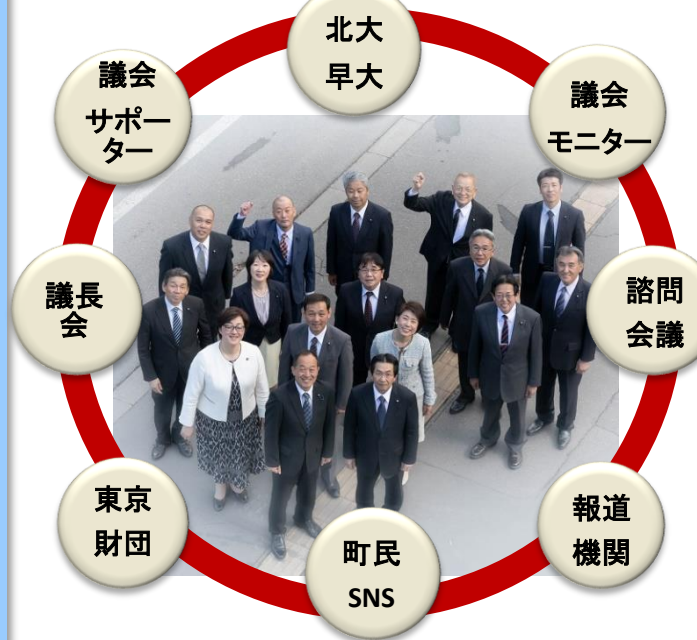
議会改革・活性化策(H23 - R1)

- ① 議会基本条例の制定(H25.4.1)
- ② 通年議会制(通年の会期制)への移行(H25.5.1)
- ③ 議会だよりの通年発行(H25.4.12)
- ④ 議会報告と町民との意見交換会Ⅱ(議会フォーラム)の開催(H24)
- ⑤ 全会議(全員協議会・委員会含)のインターネット中継・録画配信(H25.8.1)
- ⑥ 議会モニターの設置(H24.4.1)
- ⑦ 議会改革諮問会議の設置(H25.6.3)
- ⑧ 議員研修計画の策定と予算化(H24.4.1)
- ⑨ 議会サポーターの設置(H24.4.1)
- ⑩ 北海道大学公共政策大学院との包括連携(H24.6.6)、町内私立高校との包括連携(H30.10.12)
- ⑪ 政策形成サイクル導入(政策討論会・町長提言)(H26.10)
- ⑫ 議会ICT計画策定・推進
facebook(H25.5.28)、LINE(H26.7.14)、Twitter(H26.8.16)、タブレット導入(H28.5.12)
- ⑬ 議会白書の作成・公表(H25)
- ⑭ 自治基本条例、議会基本条例、議員倫理条例の議員自己評価(H26.5)
- ⑮ 予算決算特別委員会の常設(H27.5)
- ⑯ 子ども議会の検討(H26.9)・議会見学会実施
- ⑰ 各委員会ミーティング(戦略会議)実施(H26.8)
- ⑱ 審議会委員の就任全廃(H26.12)
- ⑲ 政策提言を決議(H27.3)
- ⑳ 議会災害時対応基本計画の策定(H27.12)
- ㉑ 議員倫理の確立(H28.1)
- ㉒ 議会図書室機能の整備検討(H28.3)・町図書館との連携(H29.9)
- ㉓ 議論におけるグラドルールの設定(H30.6.15)
- ㉔ 議員選出監査委員のあり方検討(H30.11.5)
- ㉕ 議会傍聴手続きの全廃(R1.5.1)
- ㉖ 議会実行計画(進捗工程表)の導入(R1.9.3)

【住民に開かれ、分かりやすく、行動する議会】を目指して

ネットワーク型議会の構築

- ①議会活性化計画(H12~)
- ②議員研修計画(H24~)
- ③議会ICT計画(H27~)
- ④政策形成サイクル導入



- ・議員16人・平均 2.7期 ・平均年齢 58.3歳
- ・1期目4人(25.0%)・女性議員 3人(19%)
- ・農業5、自営業2、会社役員1、政党1、無職7、政党2・議員報酬額 204,000円(R2.5.1現在)

本会議等開催回数(R1)=129回(日)
定例会議14日、臨時会議5日、全協15回、
予算決算特別委11日、合同委9回、

委員会・開催回数(R1)

- ①総務経済常任委員会(7人) - 23回
- ②厚生文教常任委員会(8人) - 23回
- ③議会運営委員会(7人) - 30回

議員選挙

61.08%(2019) ← 65.06%(2015) ← 86.23%(1991)
△25.15% (人口18,540人/H31.3.31)
(有権者数15,060人/H31.4.21)

■原案否決(14年ぶり)

- 1 役場庁舎建設基金条例案(H25.3)
 - 2 職員給与減額案(H25.9)
 - 3 平成24年度一般会計決算(再認定→不認定)(H26.3)
 - 4 平成25年度一般会計決算不認定(H26.9)
 - 5 平成27年度一般会計決算不認定(H28.10)
- 原案否決・議員提出修正案可決・委員会提案可決
- 6 職員給与条例(町長・副町長給与減額)(H26.6)
 - 7 消防団条例原案否決・議員提出修正案可決(再議否決)
 - 8 消防団条例(委員会提出)全会一致で可決(H28.2)

外部評価

- 2019 全国議会改革度ランキング**2位**
2014~2018 全国議会改革度ランキング**1位**
※5年連続(2013 **102位** 2012 **277位**)
- 2015 マニフェスト大賞**優秀成果賞**
2014 マニフェスト大賞**最優秀成果賞**
2014 NPO法人 公共政策研究所調査
2013 北海道町村議会議長会広報コンクール**入選**
2013 HP情報公開度調査(蘭越町琵琶議員)
(道内市町村議会では**第1位**)
2012 マニフェスト**優秀コミュニケーション賞**

R2議会費予算

報酬	55,888,000円(0.37)
議会費	85,173,000円(0.56)
町一般会計予算	15,070,000,000円

事務局長	55歳(4年)
事務局総務係長	44歳(1年)
事務局総務係主査	○歳(0年)
臨時書記	○歳(0年)

令和元年度
芽室町議会モニター会議
総括報告書



令和元年度の芽室町議会モニターの活動は、年明けからの「新型コロナウイルス感染拡大」の影響・対策から、第3回目の会議を「集まらない会議」として、アンケート方式で皆さんからの意見をいただくなど、例年とは異なる制度運営となりましたが、1年間で287項目の提案・意見をいただきました。また、各常任委員会の抽出政策・事務事業や議会運営のほか、町政・まちづくりへに関するご意見として206項目が寄せられました。議会運営については、議会だよりやホームページ、SNSなど情報公開ツールへのご提言や、モニター制度のあり方などにもご意見をいただきました。芽室町議会では、いただいた提案・意見をしっかりと議論を行い、より進化した議会モニター制度の運用を進めていきます。

令和2年7月